

ご存知ですか？ 人材育成基金事業補助金について。

海士町には、定住の目的をもって島外の大学や専門学校などに進学する人や職人見習いをする人を対象とした補助制度があります。主な内容は次のとおりです。

- (1) 学費補助(進学)： 授業料の70%とし、年額30万円を限度とします。(修学年数以内)
- (2) 家賃補助(職人見習い)： 家賃の50%とし、年額30万円を限度とします。(2年以内)
- (3) 職業訓練学校等補助： 月額2万円とします。(2年以内)

いずれも事業完了(卒業・修行)後5年以内に本町に住所を移し、継続して3年間住んだ人に対して定住の認定を行います。ただし、定住の認定がされなかった場合は、直ちに補助金を返還しなければなりません。

申込みに必要なものは、下記の4点です。申請書等は役場財政課にありますので、お気軽にお問い合わせ下さい。【窓口】財政課 Tel:(08514)2-0114

- ①補助金申請書
- ②確認書(将来定住する意志があることを確約するもの)
- ③授業料あるいは家賃などの金額を証明する書類(写し)
- ④合格通知書(写し)

情
報
局

暮らし情報や告知、便利情報などは総務課まで。TEL:2-0115

「海士町災害時要援護者台帳」を作成しました。

これは、災害時に援護が必要な方を事前に把握して、町と地域で普段からその情報を共有し、いざという時の円滑な支援に役立てるための台帳です。昨年10月から各地区を巡回し登録手続きを進め、3月末現在で190名の高齢者や障がい者の方に登録手続きをしていただきました。この情報は、ご本人の了解のもと、各地区区長、民生委員、隠岐島消防署海士出張所、町防災担当と共有し、今後役立てていただきます。新たに登録を希望される方、登録内容に変更がある方は、適宜受けつけますので、海士町地域包括支援センターまで、ご連絡をお願いします。

【窓口】健康福祉課(地域包括支援センター)
Tel (08514)2-1822 Fax (08514)2-1633

新しい人権擁護委員に岡本洋子さん

4月1日、法務大臣からの委嘱により岡本洋子さん(菱浦)に新たに委嘱状が伝達されました。任期は3年間で、地域住民からの人権に関する相談を受付けます。また、2期6年間にわたり人権擁護委員を務められ3月末に退任された、山中知子さん(中里)には、法務大臣からの感謝状が伝達されました。

人権擁護委員とは、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指し、人権に関する様々な相談や啓発活動を行う方です。ぜひ、お気軽にご相談ください。

◆「人権擁護委員の日」に特設人権相談を行います。

《日時》 6月1日(火)10時～12時

《場所》 役場2階会議室

◆海士町の人権擁護委員は次のお二人です。

- ・細川 謙二さん(東) Tel:2-1075
- ・岡本 洋子さん(菱浦) Tel:2-0657

《平成22年4月から、「障がい」へ表記を変更します》

海士町では、『害』という漢字の否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点から4月1日よりひらがな表記を行います。町が作成する公文書、啓発資料等でこれまで「障害者」「障害」と表記していたものについて、できるだけ「障がい者」「障がい」と表記します。ただし、下記は適用除外とします。

- ①法令(法律、政令、省令、告示)、条例、要綱、予算書等の名称 (例)障害者自立支援法等ほか
- ②法令、条例等で規定されている用語 (例)身体障害者手帳ほか
- ③制度・事業名(例)障害者自立支援給付費ほか
- ④関係団体・施設名ほか
- ⑤人や人の状態を表さないもの (例)障害物、交通上の障害ほか
- ⑥その他ひらがな表記することが適当でないもの(例)肝機能障害(医療用語)ほか

【窓口】健康福祉課 福祉係 Tel:(08514)2-1823

4月から非自発的失業(離職)者の方の国民健康保険料が軽減!

◆対象者は?

- (1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
雇用保険受給資格者証の離職コードが 11・12・21・22・31・32 の方
- (2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)
雇用保険受給資格者証の離職コードが 23・33・34 の方

◆軽減額は? …国民健康保険料は前年所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得を30/100とみなして行います。

◆軽減期間は? …離職の翌日から翌年度末までの期間です。

◆制度が始まる前の失業は対象外ですか? …平成21年3月31日以降に離職された方は、
22年度に限り国民健康保険料が軽減されます。

なお、軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明はお問い合わせ下さい。

【窓口】生活環境課 税務国保係 TEL:2-1821

受けていますか? 特定健診 ~年に1度は必ず健診を受けましょう~

★ 40歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者の方すべてが対象です★

特定健診は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを発見するための検査で、加入している医療保険者によって年1回実施されます。腹囲の測定などにより、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群となる方を早期に発見し、改善の指導を行うことを目的としています。生活習慣病にならないためにも、まずは特定健診を受けましょう。

詳しくは、国保の方は役場生活環境課税務国保係へ、被用者保険の方はお持ちの保険証を発行した保険者へお問い合わせください。【窓口】生活環境課 税務国保係 TEL:2-1821

《検査項目》

◆基本的な健診(必須項目)

■問診 ■理学的検査 ■身体測定 ■腹囲 ■血圧測定 ■脂質検査 ■血糖検査 ■肝機能検査 ■腎機能検査

◆詳細な健診 ※医師が必要とした人のみ (国保加入者の方は全ての方が対象です)

■貧血検査 ■心電図検査 ■眼底検査

島根県保険者協議会

(市町村国保、医師国保組合、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合)

※島根県保険者協議会は、県内の医療保険の保険者が連携協力し、効果的に被保険者等の健康保持、増進を図ること等を目的として設置されています。

【事務局】島根県国民健康保険団体連合会 <http://www.shimane-kokuho.or.jp/>
(本会HP内「保険者協議会コーナー」)



第1回 海士町出身者ゴルフコンペのご案内

このたび、海士町の出郷者による親睦ゴルフコンペを開催いたします！年齢制限はありません。ふるってご参加下さい。

■開催日： 6月24日(木)

■コース： チェリーヒルズゴルフクラブ

TEL:0794-82-9690

〒673-0714兵庫県三木市細川町字道重1200-23

■会費： 1万円程度(ランチや軽食込み)

■定員： 6～8組程度

■申込み方法： 下記連絡先までお願いいたします。

【世話人】 ●佐々木繁信(しげのぶ) (東)

携帯 090-5896-2357

携帯メール oosakassk@docomo.ne.jp

●永井孝一 (東)

携帯 090-1908-6170

チャレンジデーに参加しよう

今年で7回目を迎えましたチャレンジデー。チャレンジデーとは、人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に15分以上継続して運動やスポーツをした方の「参加率」を競い合うというもの。各地区や団体、仲間たちが一つになって地域が活性化する好機です！

今年の対戦は、岡山県新庄村(人口1039人)、宮崎県諸塚村(人口2038人)との三つ巴です。

◆開催日時：5月26日(水)午前0時～午後9時

◆参加対象：当日、海士町内にいる人
(観光やお仕事で来られた方も対象になります)

◆実施内容：15分間以上継続した運動や作業など健康を意識した活動

◆実施場所：海士町内どこでもOK

※詳しくは地区回覧等のお知らせをご覧ください

自動車税についてお知らせ

①平成22年度の自動車税の納期限は5月31日(月)！

必ず納期限までに納めていただきますようお願いいたします。なお、車検を受ける際には納税通知書に添付している「納税証明書(継続検査用)」が必要になりますので、車検証と一緒に大切に保管しておいて下さい。

②自動車税の「グリーン化税制」について

平成21年4月から平成22年3月31日までに新車新規登録した自動車で、低燃費かつ排出ガス性能が良いものについては、税額が約25%または50%軽減されます。また、新車新規登録から11年経過したディーゼル車及び13年経過したガソリンLPG車は、税額が約10%加算(重課)されます。

【問い合わせ先】島根県東部県民センター

TEL:0852-32-5626(課税・減免)、32-5629(納税・証明書)

無料「登記相談所」開設

松江地方法務局では、地域の皆様からの登記に関する一般的な内容の相談をお受けするため、奇数月の第3水曜日に登記相談所を開設しますのでご利用下さい。

なお相談は予約制ですので、希望者は相談予定日の3日前までに当局西郷支局に連絡していただきますようお願いいたします。

■相談日(平成22年度)

平成22年7月14日(水)

9月15日(水)

11月17日(水)

平成23年1月19日(水)

3月16日(水)

■会場： 黒木公民館(西ノ島町大字別府46)

■担当者： 法務局職員

■相談予約、問い合わせ： 西郷支局

TEL:08512-2-0240

労働保険の年度更新について

労働保険(労災保険、雇用保険)の年度更新の申告・納付期限は、平成22年度は6月1日(火)から7月12日(月)ですのでご注意ください。なお、労働保険料等申告書相談受付を下記日程で開催いたしますのでお出かけ下さい。

■日時： 6月30日(水)11:00～14:30

■会場： 黒木公民館(西ノ島町大字別府46)

TEL:08514-7-8101

【海士町情報公開制度による開示状況について】

条例の規定に基づく平成21年4月から22年3月31日までの1年間で、建設に関する情報開示請求が2件あり、それぞれについて回答いたしました。

※珠算検定合格者は4月発行の臨時号に掲載しました